新婦人しんぶん

新日本婦人の会目的

☆核戦争の危険から女性と子どもの生命をまもります。
☆憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します。
☆生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために力をあわせます。
☆日本の独立と民主主義、女性の解放をかちとります。
☆世界の女性と手をつなぎ、永遠の平和をうちたてます。

今週の紙面

■２面　ニュース／国会　■３面　読者のページ／まんが／パズル　■４・５面　第191回中央委員会決定／特別決議／会長あいさつ　■６面　年金と生活保護／母の歴史　■７面　女性＆メディア／ホットライン

長野・小諸市　布施和子

新日本婦人の会は国連に認証されたＮＧＯです

重要事項が決められない

ストップ！ 離婚後の共同親権

離婚後も共同親権とする民法改定案が国会で審議中です。家父長制の影響が色濃く残る〝親権〟制度の77年ぶりの大改定にもかかわらず、国民に内容が知らされないまますすめられています。

問題点を太田啓子弁護士に聞きました。

弁護士　**太田啓子**さんに聞く

おおたけいこ　弁護士。湘南合同法律事務所所属。国際基督教大学卒業。離婚、人権問題など多く手がける。著書『これからの男の子たちへ』（大月書店）など

日本の女性差別のもとで

離婚後共同親権について、「共同」というからと言ってジェンダー平等に近づくことではありません。

むしろ共同親権を求める今の運動は、家父長的な価値観、ミソジニー（女性への蔑視、嫌悪感）の人たちが推進しています。

日本の女性は、立場が弱く、出産後には退職したり非正規雇用で働く人が増え、大きな男女賃金格差があり、夫の方が収入が高いことが多い。女性の家事や育児などの無償労働の時間は男性の5・5倍で、たとえばフランスの1・7倍と比べて大きな違いです。

ＤＶ（※）被害者保護の政策も日本はとても貧弱です。被害者が「逃げる」ことしかできません。本来は、加害者が出ていくべきで、住み慣れた家、地域、学校、職場で環境を変えずに暮らすことができていいはずです。

日本では、裁判所が介入しない協議離婚が9割というのが大きな特徴です。夫婦が対等でない関係性だと〝弱肉強食〟の協議となりやすく、弱い側が本意ではない条件を飲まざるを得ないことが現に起きています。

だからこそ養育費を取り決めている母子家庭世帯は46％に過ぎず、取り決めても実際に支払われているのは2割程です。

離婚後共同親権の推進派は、「諸外国は共同親権だ」と強調しますが、社会の性差別の状況も、養育費の強制徴収制度の有無も、ＤＶ対策も、離婚制度も、教育費の家庭負担の重さも、いろいろと異なることを無視して共同親権だけ導入しようという議論はおかしいです。

※ドメスティック・バイオレンス　配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと

海外では「権利」ではなく「責任」

そもそも「親権」という概念自体、国によって違います。欧米諸国では「権利・権限」（parental authority）から「監護（保護）」（custody）、さらに「責任」（parental responsibility）という流れがあるそうです。日本でいう「親権」は、子の重要事項決定権（legal custody）で、「監護」（physical custody）は身の回りの世話・交流や養育費分担です。そして、日本でいうところの「親権」を離婚後も共同行使している国はありません。

「諸外国は共同親権」という言い方自体が誤解を招いています。

日本が「単独親権」だというと、あたかも共同養育できないかのように誤解する人が日本にも海外にもいますが、そんなことはありません。

会えないのは親権の問題ではない

「共同親権でないと子どもに会えない」と推進派は主張しますが、現行法では、子どもの身の回りの世話に関する監護権や子どもとのふれあい、交流は、話し合いで決める、できなければ家庭裁判所が決める（「民法」766条）となっており、子どもに会えないのは単独親権のせいではありません。実際、家庭裁判所で面会交流についての調停は多く、話し合いによっては親権がない親との共同養育も禁じられてはいません。

日常の行為がストップ

離婚後の共同親権で大きく変えようとしているのは、子どもに関する「重要事項の決定の仕方」についてです。進学先、働く先、転校、受験の願書、医療上の同意、子どもとどこに住むかの「居住指定」などです。これらを父母で話し合って決めなくてはなりません。

「急迫の事態」がある時や「監護及び教育に関する日常の行為」に関しては単独で決められるとしていますが、問題は、「急迫の事態」でも、相手側が急迫だと認めない場合、決定権の侵害などと主張し、違法になってしまう可能性があることです。

〈２面へ〉

相手がこわくて拒否できない

発行所　新日本婦人の会　New Japan Women's Association　〒112―0002 東京都文京区小石川5-10-20　電話03(3814)9141(代)　編集部 03(5805)2370／Fax 03(5805)2372　振替00150-7-74582　1部105円　月410円（いずれも税込み、送料別）、会員は会費に含む　http://www.shinfujin.gr.jp
©新日本婦人の会2024年